

い みず 射水市 農業委員会だより

第 8 号

平成25年3月 発行

◆編集発行◆

射水市農業委員会

〒934-8555

射水市本町二丁目10-30

射水市役所 新湊庁舎2階

電話 82-1961



ごあいさつ

射水市農業委員会

会長 舟木 康 眞

射水市農業委員会だより第8号の発行にあたり、ご挨拶を申し上げます。

日頃より、当委員会の活動に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨今の農業をとりまく状況は、担い手の高齢化や後継者不足、未相続農地の増加や鳥獣被害の発生、農産物価格の低迷、さらに関税を原則撤廃するTPP（環太平洋経済連携協定）に関する議論など、厳しさに拍車がかかっています。

そのような中、本年度の県内水稻収穫量及び1等米比率が70%台と前年を大きく下回る一方で、当市においては90%を超えたことはたいへんに喜ばしく、これもひとえに農家の皆様方の日頃のご努力のたまものであり、当市が良質米の産地との評価が一層高まったものと感謝申し上げます。

また、本年度から新たに市内の4つの営農組織が法人化し、地域農業の核としてスタートいたします。地域のみならず今後の市農業活性化への起爆剤になると確信しており、今後の一層の発展を真に祈念するところでございます。

さて、当市においては現在、国が進める人と農地の未来設計図「人・農地プラン」の作成が進められております。今後の担い手と農地を中心とした具体的な地域農業の取り組みの推進に向け、農業委員会も積極的な協力をしていきたいと考えております。

今後もわれわれ農業委員は、郷土のかけがえない農地を守り生かし、次代に引き継いでいくため、農業者の立場に立った地域の世話役として、農業者の地位向上と経営の安定化に向けて、委員一丸となって取り組んでまいりますので、今後とも一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

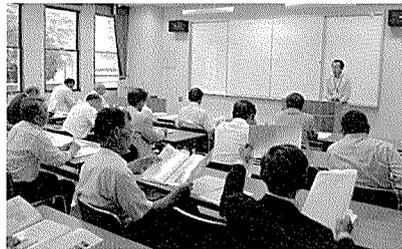
- | | |
|-------|-------------------------------|
| 1 P | 会長あいさつ |
| 2～3 P | 農業委員会活動報告 |
| 4～5 P | 農業情報 |
| 6 P | 射水市農業委員会委員及び担当地域 |
| 7 P | 農業者年金に加入しましょう |
| 8 P | 農地標準賃借料について
農作業標準料金・賃金について |

農業委員会活動報告

先進地視察（滋賀県）

平成24年6月28日、29日——先進地視察として、「滋賀県農業技術振興センター」（滋賀県近江八幡市）及び「（農）市原地区布引営農組合」（滋賀県東近江市）を視察しました。滋賀県は「近江米」の産地とした米どころで、農業兼業化率や集落営農の組織率も全国でトップクラスで、農業生産が水稻に特化していることなど、射水市と類似する点が多くあります。

農業技術振興センターでは、水稻の新品種育成や新農法等の研究を視察したほか、市原地区布引営農組合では、農業を取巻く現状や課題などについて相互に意見交換、比較考察を行い見識を深めました。



北陸新幹線工事現場視察

平成24年7月6日——北陸新幹線工事現場（戸破地内）の現地視察を行いました。

市内では、北陸新幹線工事に伴う工事用道路や資材置場確保などのために農地の一時転用が行われており、この視察では、工事関係者から工事の進捗状況等の説明を受け、工事に関する知識を深めました。



出張農業委員会

平成24年9月6日——農業委員会総会後、富山県農業会議総務課長石黒宏治氏を講師に、出張農業委員会を開催しました。講師からは主に「人・農地プラン」について説明がありました。



農地パトロール

平成24年11月2日——農業委員、農業委員会事務局、農林水産課が連携し、耕作放棄地を中心に農地パトロールを実施。

当日は、午前の部と午後の部に分け、午前は大湊、大島、下地区、午後は大門、小杉地区を回りました。



市内にある耕作放棄地は主に山間部の田、畑が多く、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作の便が悪いことが主な原因となっています。

今後は調査した内容をもとに土地所有者への適正な農地の利用を働き掛けていきます。



農業委員会と農業者との意見交換会

平成25年2月28日——農業委員会と農業者との意見交換会を開催しました。当日は、市担い手連絡協議会役員、農業委員会運営委員、営農組織、農政局、県農林振興センター、JAから25名の参加がありました。

TPP（環太平洋経済連携協定）への参加の是非、農業者戸別所得補償制度の2点を主なテーマに、農政局等からの現状説明を受け、その後意見交換を行いました。

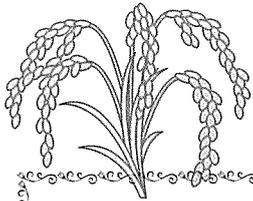
参加者からは、現在の農業に対する意見や思い、政策要望、将来への展望、不安など様々な意見が出されたほか、質疑応答が行われました。

意見交換会で出された意見は、県段階における建議に資するとともに、全国農業会議所の政策提案に反映されます。



農業委員研修会

平成25年3月7日——農業委員会総会後、農水省北陸農政局富山地域センターより瀬戸センター長などを講師にお迎えし、農業委員研修会を開催しました。講師からは「農業者戸別所得補償制度」について説明があり、出席した農業委員より活発な質疑応答がありました。



情報活動優良農業委員会表彰を受けました

平成24年11月15日——県農業委員等研修大会において、射水市農業委員会が情報活動優良農業委員会表彰を受けました。これは、当農業委員会が情報活動の重要性を深く認識し、永年にわたる農業・農村への啓発と普及推進が認められたことによるものです。

今後も様々な情報を農家の皆様に提供し、全国農業新聞の普及拡大を図って参りますので、農家の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。





全国農業新聞

(消費税込)

■購読の申込みは市町村農業委員会へお気軽に連絡ください。

■発行所
全国農業会議所
〒105-0001
東京都港区虎ノ門1-25-5
虎ノ門34MTビル
電話 03-5251-3910
ホームページ
<http://www.nca.or.jp/shinbun>

農業情報

耕作放棄地の再生利用を図りましょう！

農地は地域の貴重な財産です！

先人たちが造成してきた農地は、食料生産だけでなく、水源かん養・洪水防止などの機能を併せ持つ貴重な財産です。しかし、近年は農作物価格の低迷や高齢化・担い手不足等により耕作できずに放置される農地が増加してきています。

農地を耕作せずに放置しておくとも雑草や灌木等が生い茂り、害虫の巣となって近隣の農作物に影響を与えたり、ごみの不法投棄場所となってしまう恐れがあります。



写真

上) 雑草・灌木が茂り、廃タイヤ等のごみが不法投棄されている。

左) 雑草・灌木が繁茂し2 m近くまで伸びている。

下) 放置された農業用ガラスハウス。中から灌木が伸び、ガラス片が周辺に飛び散って危険。

近隣に荒れた農地がありませんか？

みなさんが耕作する農地の近くに荒れた農地があって困っている場合は、射水市農業再生協議会又は射水市農業委員会事務局へお知らせください。地権者や近隣農業者と協議のうえ、耕作再開に向けた調整活動を行ないます。

また、農地の維持が難しくなった場合等も、地区の農業委員会にご相談ください。



補助事業を活用して農地を再生させましょう！

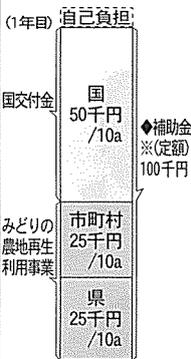
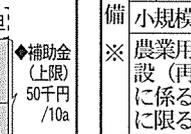
荒れた農地を耕作できるように復元するには費用がかかりますが、国・県が行なっている補助事業を活用することで、再生作業に要する経費を軽減することが可能です。

また、農地の条件が悪いために荒れてしまった農地については、簡易な基盤整備に対する補助メニューも用意されています。

国の補助事業を活用するには要件を満たす必要がありますので、【参考1】、【参考2】をご参照のうえ、お問い合わせ願います。

※ 補助事業で農地再生費用の全額を賄うことはできませんので、ご留意願います。

【参考1】農地の再生利用事業のイメージ

事業名	耕作放棄地再生利用緊急対策(国) + みどりの農地再生利用事業(県・市)	美しい農村景観整備事業 (単事事業)	
		(一般型)	(景観改善型)
趣旨	食料供給力確保の観点から耕作放棄地の解消を図るため、国交付金の活用を基本に、県と市が独自に上乘せ助成する。	美しい景観など農業・農村が有する多面的機能の発揮の促進を目指し、所有者自らによる耕作放棄地の復元と保全管理等の取組や市町村等による景観改善の取組に、県独自に助成する。	
要件等	目的	営農	保全管理等
	主体	所有者以外 ※1	所有者等 市町村等
対象農地	農振農用地 ※1	観光地等に至る幹線(道路・鉄路)沿いにあり、市町村が景観上重要と判断した耕作放棄地	
条件	5年間の営農継続	3年間の保全管理等(①復元と②営農などの支援はセット)	
復元工事費	100千円/10a以上(再生作業+土壌改良)	工事費の下限なし	
事業期間	H23~25	H22~25	H21~25
実施内容	再生作業+土壌改良	再生作業	再生作業
①復元に対する支援	負担割合		
	重機利用の場合	※補助率は国1/2、県1/4、市町村1/4	
②営農などに対する支援	実施内容	土壌改良(土壌改良資材・肥料費等が対象)	草刈り、耕起、除草剤など(種子・肥料費等も対象) 景観作物種子、耕起、肥料など(種子・肥料費等も対象)
	交付年限	1年間	1年間(復元年度又は翌年度) (事業期間はH22~25) (事業期間はH25まで)
負担割合			

※1 戦略作物を栽培する場合、土地所有者、農用地区域外も可能

【参考2】国事業の要件等

1 補助事業に取り組める農地の要件

	農業振興地域内	農業振興地域外
農地(田、畑、樹園地)	取組可能	取組不可 ※ただし、戦略作物(麦・大豆・なたね・そば)及び産地資金の対象となる地域振興作物(別紙一覽)を作付けする場合に限り取組可能
耕作放棄地全体調査の記載	耕作放棄地全体調査に記載されていること ※登録状況については、市役所農林水産課までご確認ください	
農業共済細目書の記載	過去1年以上耕作されていないこと ※過去の農業共済細目書において作物栽培の記載がされていないこと	

2 取組主体の要件

	農地所有者	農地所有者以外
取組の要件	戦略作物(麦・大豆・なたね・そば)及び産地資金の対象となる地域振興作物(別紙一覽)を作付けする場合に限り取組可能	取組可能
土地の賃貸借契約等	—	5年以上の利用権設定又は賃貸借契約を結ぶこと
賃貸借料等	—	無料とすること ※有料の場合は、再生費用に充当する必要がある
耕作の期間	取組主体が5年以上の耕作を行なうこと	

3 補助メニューの内容

補助メニュー	交付単価	要件等
再生作業(障害物除去、深耕、整地、土壌改良等)	50,000円/10a	10a当たりの再生費用が、10万円以上の場合のみ。 ※重機を用いて行なう再生作業の交付額は、事業に要した経費の1/2以内。
土壌改良(2年目)	25,000円/10a	取り組み2年目のみで、取組み1年目に土壌改良を実施した場合に限り支援対象
営農定着	25,000円/10a	当該農地に作付けする作物が主食用米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねである場合は支援対象外。また、米及び水田活用の所得交付金の交付対象農地に該当する場合は支援対象外。
施設等補充整備	①農業用排水施設 ②農道 ③暗きょ排水 ④客土 ⑤区画整理 ⑥農用地保全 ⑦基盤整備用機械	再生農用地に係る事業に要した経費の1/2以内
	小規模基盤整備	25,000円/10a
※農業用機械・施設(再生農用地に係るでの利用に限る)	事業に要した経費の1/2以内	農業経営の用途のみ、古品古材の利用可能。ただし、施設の残存期間は5年以上、中古農業用機械の耐用年数(修繕後)は2年以上であること。

※ 施設等補充整備において「乾燥調整貯蔵庫施設」及び「集出荷貯蔵施設」、「農業体験施設」の記載を省略
※ 施設等補充整備は国費のみ(市は、基盤整備のみ補助率1/4以内で対応)
※ 交付金・補助金は千円未満切捨て

各種申請(届出)書の受付について

射水市農業委員会では各種申請(届出)書の受付締切日を次のように設定しています。

- ◎ 農地法第3条許可申請書
- ◎ 農地法第4条許可申請書
- ◎ 農地法第5条許可申請書
- ◎ 競売や公売の買受適格証明願

毎月20日締切

(20日が閉庁日の場合は、その前日となります。)

- ◎ 農地法第3条にかかる届出書
- ◎ 農地法第4条にかかる届出書
- ◎ 農地法第5条にかかる届出書

随時受付

※ 上記申請書の様式は市農業委員会ホームページからダウンロードできるほか、事務局窓口にも用意してあります。詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。



射水市農業委員会委員及び担当地域 —— 農地などの相談は農業委員に！

会長 舟木 康 眞

会長職務代理者 前田 進

〈新湊地区〉



舟木 康眞
(朴木)選挙

(新湊・塚原
(国道8号線
北側))



田中 智浩
(七美)選挙

(片口
七美)



中井 敏男
(沖)選挙

(作道
(沖・今井・
鏡宮・布目・
高木・殿村))



石庭 文男
(本江中新)選挙

(本江
海老江)



佐伯 洋作
(津幡江)選挙

(作道
(作道・野村・
久々湊・
津幡江))



橋爪 秀夫
(寺塚原)農業
共済組合推薦

(塚原
(国道8号線
南側))

〈下地区〉



向井 隆一
(白石)選挙

(下村三箇・
白石・
倉垣小杉)



熊西 忠治
(摺出寺)選挙

(加茂
摺出寺
八講)

〈大島地区〉



横山 實
(北高木)選挙

(大島
(永野・前花
委員以外
の地区))



永野 邦夫
(中野)選挙

(大島
(中野・若杉・
北野・西園・
新町・常磐町))



前花 敏子
(今開発)
市議会推薦

(大島
(今開発・
本開発・
新開発))

〈小杉地区〉



永森 薫
(三ヶ)選挙

(三ヶ)

〈大門地区〉



前田 進
(串田)選挙

(櫛田
(本村・牧田・
西村・布目沢・
小泉))



石井 寿男
(二口)選挙

(二口)



三島 博
(水戸田)選挙

(水戸田)



山崎 良吉
(市井)土地
改良区推薦

(水戸田
(生源寺・市井・
若林・竹鼻・
開口・藤巻))



山本 久雄
(串田新)選挙

(櫛田
(新田・松原・宮新
田・山ノ谷・大久
保・竹原・梅木・
荒町・円池))



山崎 秋夫
(広上)選挙

(浅井)



水元 睦雄
(西高木)農業
協同組合推薦

(大江)



大松 治雄
(橋下条)選挙

(橋下条)



山下 隆之
(青井谷)選挙

(金山)



杉森 雅弘
(小杉白石)選挙

(大江)



山谷 孝芳
(戸破)選挙

(戸破)



土合 正夫
(黒河新)選挙

(黒河
池多)

()は委員の住所地、 []は担当地域

農地を相続したら届出を

農地の権利を相続等で取得したときは、農業委員会に届け出をしてください。

農業者年金に加入しましょう

しっかり積み立て！ 安心で豊かな老後を！



農業に従事する方は
広く加入できます

税制優遇(特例措置)で
とってもお得です

- ① 国民年金の第1号保険者で
- ② 年間60日以上農業に従事する
- ③ 60才未満の方なら

どなたでも加入できます。

支払った保険料の全額(毎年最大80万4千円)が社会保険料控除の対象となりますので、所得税・住民税の節税につながります。(支払った保険額の15%~30%が節税になります。なお、民間の個人年金保険料の控除額は最高で5万円)

少子高齢化時代に
強い年金です。

80歳までの保証付の
生涯年金です

自らが納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる積立方式(確定拠出型)の年金です。

加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度で、運用利回りの状況などで、保険料が引き上げられることもありません。

保険料納付期間が短くても、納めた保険料とその運用益に応じて農業者老齢年金が生涯支払われます。

もしも、80歳前に亡くなられた場合には、80歳までに受け取るはずであった将来の農業者年金の額を死亡時の現在価値に割り戻して、一時金としてご遺族に支給されます。

保険料は
自由に選択できます

担い手の皆様(認定農業者等)には
一部国庫補助があります

毎月の保険料は、20,000円を基本とし、最高67,000円まで1,000円単位で選択できます。

それぞれの経済的な状況や老後設計などに応じて保険料を自由に設定できます。

また、保険料額の変更も可能ですし、脱退も自由です。

認定農業者か認定就農者で青色申告をしている方は、保険料の一部が国庫から助成(政策支援)されます。

また、それらの方と家族経営協定を締結している配偶者や後継者も助成が受けられます。

農業者年金の内容、加入手続き等の詳細については、JAいみず野、または農業委員会にお問い合わせください

農業者年金を受給されている方へ

受給権者現況届の提出をお忘れなく！

現況届の提出は、引き続き年金を受給する資格があるか否かについて、毎年、届出により確認するためのものです。

届出用紙は、5月末頃に農業者年金基金から直接受給者へ送付されます。

必要事項を記入し、6月末までに射水市農業委員会窓口または、各地区行政センターへ忘れずに提出してください。なお、期限内に提出されない場合は、年金の支払いが差し止められることがありますのでご注意ください。

◎ 農地標準賃借料について

農地法改正により標準小作料制度が廃止されることになりましたが、農地の貸し手、借り手に公平な農地賃借料の目安を示すことが求められていることから、従来の算定方法に基づいて農地標準賃借料を示すこととしております。

農地標準賃借料(10 a 当り)

区分	収量	標準賃借料	参考(前回標準小作料)	
田	1	5 5 7kg	1 3, 8 0 0円	1 4, 4 0 0円
	2	5 4 7kg	1 1, 7 0 0円	1 2, 2 0 0円
	3	5 4 2kg	1 0, 6 0 0円	1 1, 1 0 0円
	4	5 3 7kg	9, 5 0 0円	9, 9 0 0円
	5	5 2 7kg	7, 4 0 0円	7, 7 0 0円
	6	5 1 7kg	5, 2 0 0円	5, 4 0 0円

※ 農地標準賃借料については、水稲のみの算定を行いました。

※ この標準賃借料は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの賃借料としました。

このほか、土壌の肥沃度(収量)、ほ場の形状、畦畔等の草刈り面積等を勘案し、貸し手・借り手双方が協議し決定するものとします。

※ 農地標準賃借料の適用期間は、平成25年産分から平成27年産分までの3年間を適用期間とします。

※ 射水市全体の平均収量は、上記区分2です。

※ 米戸別所得補償モデル事業の交付金については、モデル事業ということもあり、この算定では考慮していません。

※ これまで適用地域を区分して標準小作料を設定していた新湊地区・小杉地区の状況を考慮し、各地区の農地標準賃借料を示すと次のとおりとなります。

地区	地 区	標準賃借料	備 考
新湊地区	塚原・作道・片口・七美・本江地区	1 0, 6 0 0円	上記区分3
	新湊・海老江地区	7, 4 0 0円	上記区分5
小杉地区	小杉(戸破・三ヶ・橋下条)・大江地区	9, 5 0 0円	上記区分4
	金山・黒河・池多地区	5, 2 0 0円	上記区分6

◎ 農作業標準料金・賃金について



平成25年分～平成27年分の農作業標準料金・賃金

区分	金額	備 考	
賃金	一般作業	8, 3 8 0円/1日	
	オペレータ作業	1, 5 6 0円/1時間	
水稲	トラクター	1 4, 6 0 0円/10 a	耕起から代かきまでの一貫作業
	側条田植機	8, 4 0 0円/10 a	苗、肥料委託者負担(苗運搬費含まず)
	コンバイン	1 9, 0 0 0円/10 a	刈取り、脱穀(籾運搬費含まず)
麦	トラクター	1 4, 0 0 0円/10 a	耕起、整地溝切り、播種
	コンバイン	1 8, 5 0 0円/10 a	刈取り、脱穀
大豆	トラクター	1 7, 2 0 0円/10 a	耕起、整地溝切り、播種
	コンバイン	2 1, 9 0 0円/10 a	刈取り、脱穀

※ この標準料金には消費税は含まれていません。

※ この標準料金は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの料金です。

※ 未整備田・変形田・倒伏田・遠距離田等、ほ場条件・作物条件で割増料金を、双方の話し合いの上、設定できます。

※ 標準料金の適用期間は、平成25年分から平成27年分までの3年間を適用期間とする。ただし、農作業機械価格等、標準料金算定の基礎となる重要事項に著しい変動があった場合には、その都度見直しを行なうものとします。